

# 区役所本庁舎 3・4月は 転入・転出等窓口が混雑

## 日曜窓口・臨時窓口のご利用を

引越する方は、住所異動の手続きが必要です。区役所本庁舎で手続きする際は、左記の窓口混雑予想カレンダー（区ホームページにも掲載）を参考に、時間に余裕を持ってお越しください。各出張所・豊洲特別出張所でも一部の手続き（介護認定や外国人の方の国外からの転入等）を除き、手続き可能です。なお、引越に伴い表1の事項も手続きが必要な場合があります。詳細は区ホームページをご覧ください。各担当課にお問い合わせください。

号札に掲載されている二次元コードから登録いただくことで、「発券後のお呼び出しの順番が近づいたとき」をメールでお知らせしています。そのほか、番号札掲載二次元コードのリンク先ページで、お渡しの準備ができた番号を確認することができます。便利な機能ですので、ご利用ください。

ホームページに窓口混雑情報をリアルタイムで掲載

区民課および豊洲特別出張所の待ち人数や呼び出し番号等を、携帯電話やパソコン等からリアルタイムで確認できます。

また、区役所区民課では、番号札に掲載されている二次元コードから登録いただくことで、「発券後のお呼び出しの順番が近づいたとき」をメールでお知らせしています。そのほか、番号札掲載二次元コードのリンク先ページで、お渡しの準備ができた番号を確認することができます。便利な機能ですので、ご利用ください。

転出届は郵送で手続き可能

転出届を郵送で行うと、窓口での待ち時間なく手続きできますので、便利な郵送申請をご利用ください。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方の特例転出届も郵送で手続きができます。手続方法や必要書類等、詳細は区ホームページをご覧ください。

### 区役所住民記録係 窓口混雑予想カレンダー 3月～4月

日	月	火	水	木	金	土
1 閉庁日	2	3	4	5	6	7 閉庁日
8 閉庁日	9	10	11	12	13	14 閉庁日
15 閉庁日	16	17	18	19	20	21 閉庁日
22 閉庁日	23	24	25	26	27	28 閉庁日
29	30	31	1	2	3	4 閉庁日
5	6	7	8	9	10	11 閉庁日
12	13	14	15	16	17	18 閉庁日
19 閉庁日	20	21	22	23	24	25 閉庁日
26 閉庁日	27	28	29	30		

混雑が予想されます  
(番号札を引いてからお手続き終了までにおおむね1時間以上)  
大変混雑が予想されます  
(番号札を引いてからお手続き終了までにおおむね2時間以上)

### 表1 住所異動の届出とともに必要な主な手続き

手続き内容(窓口番号)	担当課
国民健康保険の届出(区役所2階7番)	医療保険課資格課係 ☎3647-3167
後期高齢者医療の資格等に関すること(区役所2階7番)	
国民年金の住所変更(区役所隣防災センター2階20番)	区民課年金係 ☎3647-1131
要介護認定等に関すること(区役所3階6番)	介護保険課認定係 ☎3647-9496
児童手当・子ども医療費助成等の手続き(区役所3階14番)	子ども家庭支援課給付係 ☎3647-4754
小・中・義務教育学校(就学通知等)の手続き(区役所6階2番)	学務課学事係 ☎3647-9174

### 表2 届出が必要な場合および必要な書類等

区分	届出が必要な場合	届出の期間	届出に必要な書類(一例)
転入届	他の区市町村から江東区に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	【すべての方】転出証明書(特別転入を除く) 【外国籍の方】引越した方全員の在留カード等
	国外から帰国したとき	帰国後、住み始めた日から14日以内	【日本国籍の方】パスポート・戸籍謄本・戸籍の附票 【外国籍の方】在留カード等・パスポート
転出届	江東区から他の区市町村に住所を移すとき	住み始める日の14日前から	国民健康保険証・高齢受給者証・①・②医療証・後期高齢者医療被保険者証など ※外国籍の方は引越した方全員の在留カード等
	国外へ1年以上行くとき	出国予定日の14日前から当日まで	
転居届	江東区内で住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併・変更したとき	変更のあった日から14日以内(原則、変更日は届出日)	

※窓口にお越しになる方は、有効期限内の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード等)をお持ちください。

※住所異動する方全員の通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちください。(国外にいて受け取っていない方などは不要)

※手続きできる方は原則として世帯主、本人、同一世帯の方です。それ以外の方は委任状が必要です。

※江東区内の引越先に親子・夫婦・兄弟以外の方が住民登録している場合はその方の申述書が必要です。

※委任状・申述書の様式は区ホームページから入手できます。

※外国籍の方は手続き内容により世帯主との続柄を証明する書類(結婚証明書、出生証明書等の公的機関が発行した書類および外国語の書類の場合は翻訳者氏名記載の訳文)が必要になります。

※詳細は区ホームページをご覧ください。

※住所異動の届出とともに必要な手続きについては、担当課に事前に確認してください。

### 表3 区役所・出張所等の問い合わせ先

所在地	電話
区民課住民記録係(区役所2階3番)	☎3647-3162 FAX3647-9206
白河出張所(白河1-3-28深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316 FAX6228-2837
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1カメラプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355

出張所・豊洲特別出張所で行ってください。官公署発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちではない場合や、代理人による登録の場合、登録に数日かかります。詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

区民課住民記録係、各出張所、豊洲特別出張所(表3)

毎週水曜は午後7時まで一部窓口を開設(祝日除く)

区役所本庁舎および豊洲特別

### 表4 日曜窓口および臨時窓口(3・4月)

日付	開設窓口
3/8(日)	・豊洲特別出張所(住民係※1、子ども家庭支援課給付係) ※区役所本庁舎は閉庁しませんので、ご注意ください。
3/20(金・祝)	・区役所本庁(区民課住民記録係※1、証明係※1、子ども家庭支援課給付係) ・豊洲特別出張所(住民係※1、子ども家庭支援課給付係) ・小松橋出張所※1 ・南砂出張所※1 ・マイナンバーカード交付窓口(予約制)※2(本庁舎、総合区民センター、豊洲シビックセンター)
3/29(日)	・区役所本庁(区民課住民記録係※1、証明係※1、戸籍係、医療保険課資格課係、子ども家庭支援課給付係) ・豊洲特別出張所(住民係※1、戸籍係※1、子ども家庭支援課給付係) ・マイナンバーカード交付窓口(予約制)※2(本庁舎、総合区民センター、豊洲シビックセンター)
4/5(日)	・区役所本庁(区民課住民記録係※1、証明係※1、子ども家庭支援課給付係) ・豊洲特別出張所(住民係※1、子ども家庭支援課給付係) ・マイナンバーカード交付窓口(予約制)※2(本庁舎、総合区民センター、豊洲シビックセンター)
4/12(日)	・区役所本庁(区民課住民記録係※1、証明係※1、戸籍係、医療保険課資格課係、子ども家庭支援課給付係) ・豊洲特別出張所(住民係※1、戸籍係※1、子ども家庭支援課給付係) ・マイナンバーカード交付窓口(予約制)※2(本庁舎、総合区民センター、豊洲シビックセンター)

※1 臨時窓口および日曜窓口の取扱業務は、住所の異動手続・印鑑登録・証明書発行など、一部の業務に限られますのでご注意ください。

※2 マイナンバーカード交付窓口は予約制です。事前に江東区マイナンバーカードコールセンターにお電話ください。(☎0570-04-5010)

出張所では、水曜延長窓口として毎週水曜(祝日を除く)午後7時まで一部窓口の開設時間を延長しています。

水曜延長窓口は混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

日曜窓口、臨時窓口を開設(表4)

毎月原則第2日曜(3月は第5日曜)午前9時～午後4時に、区役所本庁舎および豊洲特別出張所の一部窓口を開設しています。

また、住所の異動手続きや証

## 江東区議会 予算審査特別委員会 インターネット中継および傍聴制度

区議会では、区民の皆さんに議会活動をより一層広くお知らせするため、予算審査特別委員会の模様をインターネットで生中継および録画中継しています。区議会ホームページからご覧ください。また、傍聴もできますので、お気軽にお越しください。

2月25日(火)～3月4日

区議会では、区民の皆さんに議会活動をより一層広くお知らせするため、予算審査特別委員会の模様をインターネットで生中継および録画中継しています。区議会ホームページからご覧ください。また、傍聴もできますので、お気軽にお越しください。

2月25日(火)～3月4日

区議会事務局 議事係

☎(3647)3547  
FAX(3647)0430

マイナンバーの通知カード 返戻分を廃棄(3月末)

区で保管中の返戻された通知カードのうち、平成30年4月から平成31年3月までに返送されたものについて、令和2年3月末をもって廃棄します(平成30年3月までに返送されたものは廃棄済です)。まだ受け取られていない方は、保管状況を電話等で確認のうえ、区民課住民記録係(区役所2階3番)に受け取りに来てください。☎区民課住民記録係 ☎3647-3162、FAX3647-9206